

利根町告示第47号

平成27年第3回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月21日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成27年9月1日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 7 年 第 3 回 利 根 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 1	火	本 会 議	開会 提出議案説明 質疑・特別委員会付託	午前10時
2	9. 2	水	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
3	9. 3	木	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
4	9. 4	金	委 員 会	付託審査（決算審査特別委員会）	午前10時
5	9. 5	土	休 会	議案調査	
6	9. 6	日	休 会	議案調査	
7	9. 7	月	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
8	9. 8	火	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
9	9. 9	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
10	9. 10	木	休 会	議案調査	
11	9. 11	金	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成27年第3回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成27年9月1日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君																
教	育	長	杉山英彦君																
総	務	課	長	高野光司君															
企	画	財	政	課	長	清水一男君													
税	務	課	長	石川	篤君														
住	民	課	長	井原	有一君														
福	祉	課	長	石塚	稔君														
保	健	福	祉	セ	ン	タ	ー	所	長	秋山	幸	子	君						
環	境	対	策	課	長	蓮	沼	均	君										
保	険	年	金	課	長	兼	国	保	診	療	所	事	務	長	大	野	敏	明	君
経	済	課	長	大	越	直	樹	君											
都	市	建	設	課	長	鬼	澤	俊	一	君									
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	菅	田	哲	夫	君					
学	校	教	育	課	長	岩	戸	友	広	君									
生	涯	学	習	課	長	坂	田	重	雄	君									
代	表	監	査	委	員	五十嵐	弘	君											

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	宮 本 正 裕
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

5 番	新 井 邦 弘 君
6 番	船 川 京 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年9月1日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第3号 平成26年度利根町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第4 議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 日程第7 議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第37号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第38号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第39号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第20 議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第3号
- 日程第4 議案第33号
- 日程第5 議案第34号
- 日程第6 議案第35号
- 日程第7 議案第36号
- 日程第8 議案第37号
- 日程第9 議案第38号
- 日程第10 議案第39号
- 日程第11 議案第40号
- 日程第12 議案第41号
- 日程第13 議案第42号
- 日程第14 議案第43号
- 日程第15 議案第44号
- 日程第16 議案第45号
- 日程第17 議案第46号
- 日程第18 議案第47号
- 日程第19 議案第48号
- 日程第20 議案第49号
- 日程第21 議案第50号
- 日程第22 諮問第1号
- 日程第23 休会の件

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3

回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長から、平成26年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率報告書、教育長から平成26年度教育委員会の事務の点検評価報告書が提出されております。また、監査委員からは、平成27年5月分から平成27年7月分の現金出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれ写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

5番 新井邦弘 議員

6番 船川京子 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの通算11日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月11日までの11日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。それでは、総括説明を行います。

平成27年第3回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多様中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げたいと思っております。

まず、ことしの夏の熱中症関係でございますが、先月18日現在の総務省消防庁の報道資料によりますと、7月の熱中症による全国の救急搬送者数は6月の3,032人と比べて約8倍の2万4,567人となり、平成20年からの調査開始以降、7月の搬送者数としては過去最多になったと報じられております。

茨城県でも7月には前年同月比186名増の717名の方が救急搬送され、8月の確定値はまだ出ておりませんが、この夏、最終的には相当数になるものと見ているところでございます。本日より9月に入り、幾分涼しさが出てきておりますが、9月前半は暑さの戻りも予想されておりますので、引き続き警戒が必要でございます。

こうしたことで町民の皆様方や議員の皆様には、引き続き熱中症予防に努めていただきたいと思います。この場をおかりしまして、この夏、熱中症で搬送された方々にはお見舞いを申し上げますとともに、熱中症で亡くなられた方々に対しまして、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、国内の経済雇用情勢でございますが、内閣府が昨年の初めに緩やかな回復基調が続いていると景気判断を表明してから、約1年半が経過しようとしております。先月8月におきましても、このところ、改善テンポにばらつきも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると、不安要因もございますが、引き続き回復傾向は持続しているとの見方をしております。

厚生労働省が8月28日に発表した7月の全国の有効求人倍率は1.21倍、6月と比べ0.02ポイント上昇し、23年5カ月ぶりの高水準となり、また、総務省が発表した労働力調査による完全失業率は3.3%と、0.1ポイント低下し、3カ月ぶりに改善しております。

現在、こうした指標を見る限り、景気回復基調は続いていると見ているところでございますが、今後いつ何をリスクに、また何を契機に景気経済が後戻りしていくとも限りません。引き続き、海外や国、県の政策など動向を注視しながら、また常日ごろより危機感を忘れることなく、町民の皆様方の福祉の増進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、今後の町政運営にご理解とご協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、ここでこれまでの当町における主な事業の進捗状況等についてご報告申し上げます。

最初に町制施行60周年記念事業関係ですが、町では昨年実行委員会を立ち上げ、来年の春にかけ合計34の事業を実施する予定でおります。既に実施した大きな記念事業としましては、冠事業となりますが、ことしの冬、2月15日には駅伝大会を、また5月30日には町民運動会、そして先月22日には納涼町民花火大会を開催いたしました。

今後におきましては、今月は24日に米国空軍太平洋音楽隊コンサート、27日には敬老会、10月1日から1週間でございますが写真展、そして大きな事業といたしましては、10月25日、開運なんでも鑑定団 in 利根、11月3日には利根町B級グルメコンテスト、11月8日

には60周年記念式典を開催する予定で、現在準備を進めているところでございます。

次に、福祉関係でございますが、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金、ひとり親家庭等学習応援事業の進捗状況についてご報告いたします。

消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する配慮を目的とした臨時福祉給付金につきましては、該当する方に対し、8月20日に戸別の通知を差し上げ、本日9月1日から申請の受け付けを開始したところでございます。また、子育て世帯への影響緩和のための子育て世帯臨時特例給付金につきましては、7月1日より申請を受け付け、8月25日時点で支給決定が659人となっております。

いずれの給付金も、第1回目は9月15日までの受け付け分を10月15日に振り込む予定で準備を進めているところでございます。

また、ひとり親家庭等の学習支援として、図書カードを配付するひとり親家庭等学習応援事業につきましては、8月1日より配付を開始しております。この事業の対象児童は163人おりますが、8月25日現在で115人の児童に図書カードを配付しております。

続きまして、農地の基盤整備関係で、利根西部地区（文地区）約240ヘクタールから250ヘクタールにおける経営体育成基盤整備事業についてご報告をいたします。

今年度は利根西部地区県営土地改良事業調査計画の決定を受け、調査計画期間3年間のうちの2年目となりますが、初めに、事業地区内の営農計画や担い手、農地集積計画を検討するため、利根西部地区営農検討会を設置し、検討に入ります。調査計画につきましては、区画、道、水路計画等の検討や概算工事費等を算定し、来年の1月末に関係地権者から仮同意を取得すべく、現在、作業を進めているところでございます。

続いて、道路の整備状況でございますが、平成25年度から実施している都市再生整備計画事業を5カ年の年次計画で引き続き実施しているところでございます。この事業の進捗状況でございますが、羽根野台地内町道1199号線、押戸地内1工区、2工区及び町道210号線大房地内1工区、2工区については、既に工事の発注を終了しております。

次に、防災関係ですが、町では実際に災害が発生したとき、的確にその対応ができるよう、職員による防災訓練を実施しております。去る7月28日ですが、大型台風が関東地方を直撃するおそれがあるという想定で訓練を実施しております。災害警戒本部を設置し、準備指示を出した後、災害対策本部を設置し、対策本部の指示のもとさまざまな災害を想定した訓練を行っております。

また、今後の予定でございますが、今年度は年明け2月ごろとなりますが、大きな地震発生を想定した職員による防災訓練の実施を予定しております。

続きまして、教育関係で小中学校の大規模改造事業についてご報告をいたします。

年度当初におきましては、布川小学校と利根中学校の大規模改造事業が国庫補助事業として採択されなかったことを受け、今年度は事業を変更し、町内小中学校4校の空調設備工事だけを町の単独事業で実施しようと考えておりましたが、先月、8月17日付で茨城県

教育委員会から、布川小学校と利根中学校の大規模改造事業について国庫補助事業の内定通知があり、2校とも大規模改造事業の老朽改修について、一部ではありますが、第1期の工事として実施することが可能となりましたので、ご報告をいたします。

また今回の事業であります、今年度に完了できる事業との制約を受けております。基本的には外壁や屋根の改修など外部の改修工事を実施したく、予算につきましては調整を行い、減額補正予算として今期定例会に上程しているところでございます。

また、今年度実施することができなかった内部改修、トイレ改修などの工事につきましては、第2期の工事として来年度に実施していきたいと考えております。

以上、これまでの主な事業の進捗等について申し上げます。

続きまして、今期定例会は決算議会でもありますので、ここで平成26年度の決算概要についてご説明いたします。

平成26年度の普通会計決算ですが、歳入総額は59億2,853万1,000円、歳出総額が53億9,235万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支でございますが2億7,603万3,000円となります。

歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費の割合は全体の46.9%で、前年度と比較しますと2,141万1,000円の増となっております。

また、義務的経費以外では、補助費等が対前年比7,957万8,000円の減で、全体の13.7%を占め、次いで物件費が対前年比3,919万円の増、全体の11.4%、次いで繰出金が1,798万3,000円の減で全体の9.9%、また、普通建設事業費などの投資的経費が2億806万9,000円の増で全体の9.2%を占めております。

また、財政構造の弾力性を判断するための指標の一つである経常収支比率は92.4%で、前年と比べますと0.3ポイント改善しておりますが、依然として高い状態にあり、一般財源に余裕がないものと判断しているところでございます。

一方で、公債費により財政負担の度合いを判断する指標の公債費負担比率は9%と前年度と比べ1.5ポイント低下し、また、実質公債費比率も早期健全化基準25%に対し6.1%と、前年度と比べ2.3ポイント改善していることから、財政構造の硬直化は改善傾向にあり、財政は比較的健全な方向に推移していると見ているところでございます。

このように、平成26年度の決算を総合的に分析しますと、財政の健全化は進んでいると判断しておりますが、経常収支比率が高い状態にあることから、今後も引き続き職員ともども一丸となって合理的かつ効率的な町政運営に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上、簡単ではありますが、主な事業の進捗状況や平成26年度の決算状況など、町政の一端等を申し上げますが、引き続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が1件、条例改正が2件、条例制定が1件、補正予算

と決算認定がそれぞれ7件、諮問とその他がそれぞれ1件、合計20件のご審議をお願いするものでございます。

報告第3号は、平成26年度利根町一般会計継続費の精算報告についてで、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第33号は、利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、条例を改めたいので提案をするものであります。

議案第34号は、利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、議案第33号同様、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため条例を改めたいので提案するものであります。

議案第35号は、利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例で、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止等に関係する機関と団体の連携を図るための組織や、いじめ問題重大事態が発生した場合の対処、早期解決に向けた調査等を行うための組織、さらには調査結果の検証を行うための組織を設置したいので提案するものであります。

議案第36号は、平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ2億1,734万1,000円を減額し、総額を62億688万3,000円とするものであります。歳入減の主なものは国庫支出金と町債で、歳出減の主な項目は教育費となります。

議案第37号は、平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億578万8,000円を追加し、総額を28億3,438万4,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ1,698万2,000円を追加し、総額を1億2,529万3,000円とするものであります。

議案第38号は、平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ953万8,000円を追加し、総額を2億7,560万6,000円とするものであります。

議案第39号は、平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ487万9,000円を追加し、総額を1,039万4,000円とするものであります。

議案第40号は、平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ2,688万4,000円を追加し、総額を13億7,897万9,000円とするものであります。

議案第41号は、平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、総額を993万6,000円とするものであります。

議案第42号は、平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、総額を3億3,162万8,000円とするものであります。

議案第43号は、工事請負契約の締結についてで、利根中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

議案第44号から議案第50号までは、平成26年度利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、利根町大字布川3355番地、伊藤幸子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（井原正光君） 報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、報告第3号 平成26年度利根町一般会計継続費の精算報告について、報告を求めます。

清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、報告第3号 平成26年度利根町一般会計継続費の精算報告について、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

款2総務費、項2徴税费、事業名が平成27年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託で、全体計画の年割額の合計が1,270万6,000円、実績の支出済額の合計が1,270万5,000円、年割額と支出済額との差が1,000円となっております。

年度ごとの年割額、支出済額及び年割額と支出済額との差につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（井原正光君） 報告第3号の報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第6、議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例までの3件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第33号から日程第6、議案第35号までの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第33号について、高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第33号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定等に伴い、条例を改めたいので提案するものであります。

今回の改正の概要及び背景についてご説明させていただきます。

利根町個人情報保護条例では、公正で信頼される町政の推進に資することを目的として個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、町の実施機関の保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用または提供の中止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利、利益の保護を図っているところであります。

このたび平成25年5月31日付で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号「番号法」）、いわゆるマイナンバー法が公布され、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、国民一人一人に12桁の個人番号を付番されるものであります。

このことにより、社会保障、税、災害対策分野の行政手続において、国や地方公共団体等が保有する個人情報等の照会及び提供が行われるようになります。

また、番号法では、個人情報等に基づかれた個人情報を特定個人情報として扱い、他の個人情報と比べ高度な個人識別機能を有することから、より厳格な保護措置を講ずることとしております。

これにより、特定個人情報の適正な取り扱い等について、番号法の趣旨に沿った内容とする必要があるため、今回、利根町個人情報保護条例の改正を行うものであります。

あわせて、今回の条例におきまして個人情報のよりよい厳格な取り扱いをするため、目的外の利用等の際の利用停止請求及び罰則規定を新たに設けるため提案するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、目次でありますけれども、第2章第2節を個人情報の開示、訂正及び利用停止等に改め、また新たに第3章として受託者の責務等について規定し、及び第5章として罰則の規定を追加するものであります。また、追加条項が生じたため第3章を第4章に繰り下げするものであります。

初めに、第1条でございますけれども、第1条は目的でありまして、個人情報の住民の権利について表現を適切にするため改正するものであります。

条例では町が保有する個人情報の開示及び訂正となっておりますが、実際の住民の権利は開示及び訂正のみならず、今回の改正により利用停止に関する条項を追加したことから

適切な表現にするため改正するものであります。

続きまして、第2条は定義であります。新たに定義といたしまして次のページにあります第5号の特定個人情報につきましては、個人番号を内容に含む個人情報として定義規定をするものであります。

また、第6号の情報提供等記録につきましては、特定個人情報の一種であります情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会、提供を行ったときの照会者、提供者、日時、特定個人情報の内容などを記録として定義づけるものであります。

また、条例では特定個人情報よりも広い概念であります個人情報の定義について、法人その他の団体役員としての氏名及び役職名を除外しておりましたが、番号法が規定します特定個人情報の定義では除外されていないため、番号法と整合性を図るため改正するものであります。

次に、第8条及び第8条の2、第8条の3につきましては、特定個人情報の利用及び提供の制限について定めたものであります。

第8条の定義につきましては、特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限に関する規定を改正するものであり、また、第8条の2として新たに特定個人情報の利用の制限について、第8条の3といたしましては特定個人情報の提供の制限について規定するものであります。

番号法では特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、また、本人の同意が得ることが困難であるときとしております。通常個人情報よりもさらに厳格に制限しております。

また、情報提供等の記録につきましては、目的外利用を一切禁止していることから、条例においても同様に規定するものであります。

番号法では特定個人情報及び情報提供等記録を提供することができる場合を、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限定しているところであります。条例においても同様に規定するものであります。

次に、第11条は委託に伴う措置等でありまして、指定管理者による管理業務についても安全措置を講じなければならない旨、明確にするため規定を改正するものであります。

指定管理者による管理業務については、当然でありますけれども、委託業者も受託事業者と同様に安全措置を講じるもので、その旨を明記したものであります。

次に、第2節を新たに個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について定めるものであります。

次のページをお願いします。

第12条は開示請求でありまして、特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示、訂正、削除、中止請求を認める改正を行うものであります。

次に、第18条は、開示請求に対する決定等でありまして、特定個人情報についての開示

請求の決定等の時期は、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第19条第1項の規定とするものであります。

行政機関個人情報保護法第19条第1項では、特定個人情報の開示請求についての決定等の時期を30日以内とされていることから、条例においても同規定を定めるものであります。

次に、第20条は開示請求の事案の移送でありまして、情報提供等記録についての開示請求があった場合には、事案の移送を行わないことを定めたものであります。

次に、第25条の訂正請求でありまして、新たに第3項を追加して訂正請求の期間を定めるものであります。

現在、条例では訂正請求を申し出る期間についての明確な規定がないので、今回、期間を90日以内と規定するものであります。

次のページをお願いします。

新たに第29条から第34条を追加するものでありまして、初めに、第29条は訂正請求の事案の移送でありまして、訂正請求があった場合の事案の請求の移送について定めるものであります。現在の条例には訂正請求があった場合の事案の移送についての明確な規定がないことから、今回規定を新たに設けるものであります。

次に、第30条は個人情報の提出先への通知でありまして、個人情報の訂正を実施した場合の個人情報の提出先への通知について、今回新たに規定するものであります。

また、情報提供等記録について訂正があった場合、総務大臣及び情報照会者または情報提供者に通知することについて定めたものであります。

また、情報提供等記録は情報照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録保管されるものであります。

次に、第31条は利用停止の請求についてであります。

次のページを開いていただきますけれども、第32条は利用停止請求の手続について、第33条は利用停止請求に対する決定について、第34条は利用停止決定等の制限の特例についてであります。

個人情報の目的外利用等の際の利用停止及び請求権について定めるものであります。ただし情報提供等記録については、利用停止請求を認めないことを規定するものであります。現在の条例では、個人情報の利用停止請求があった場合についての明確な規定がないことから、今回規定を新たに設けるものであります。

次のページをお願いします。

第35条から第38条につきましては、追加条項が生じたため繰り下げするものであります。

次に、第39条は是正の申し出でありまして、個人情報につきましては番号法において取り扱いを規定されているため、個人情報から特定個人情報を除く旨の規定であります。

また、追加条項により、これらに要する条項を改正するものであります。

第40条、第41条につきましては、追加条項が生じるため繰り下げするものであります。

新たに第3章として受託者の責務等を追加するものであります。

第42条は受託者の責務として、次のページにあります第43条では指定管理者の責務について、また第44条は派遣労働者の責務について定めたものであります。個人情報の処理を含む業務の受託者、指定管理者及び派遣労働者の責務について規定するものであります。

現在の条例には委託を受けた者、業務の受託者、指定管理者及び派遣労働者に対して個人情報の適正な管理を義務づけるとともに、不適切な取り扱いをした場合には罰則を適用する規定がなかったことから、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、新たにこれを規定するものであります。

第3章の雑則を第4章に繰り下げするものであります。

第45条、第46条は追加条項が生じたため繰り下げするものであります。

第47条は他の制度との調整でありまして、他の法令の規定により開示することができる特定個人情報について、条例の開示の対象とすることを定めたものであります。

現在の条例では個人情報の開示について、他の法令等の規定により開示が認められている場合は、その規定により開示することとなっておりますが、しかし番号制度では特定個人情報等を開示できる、ウェブサイトを通じて自己の個人情報を閲覧できる、または開示を認めていることから、この条例においても開示を認める改正をするものであります。

第48条、第49条、第50条は追加条項が生じたため繰り下げするものであります。

新たに第5章として罰則を追加するものであります。

第51条から第56条について罰則規定を定めております。現在の町の条例においては罰則がないので、今回個人情報全般について、より一層適正に運用するため、新たに罰則規定を設けるものであります。なお、町の条例で規制する罰則につきましては、地方自治法第14条第3項の規定により2年以下の懲役もしくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、過料、もしくは没収の刑または5万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができることとなっております。

番号法第67条において、正当な理由なく個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれらの併科という個人番号の悪用を防止すべく厳しく刑罰を定めております。

また、個人情報の取り扱いについては、取り扱いに関して必要となる罰則は番号法に書き起こしの形式で規定が設けられているため、町条例を改正しなくとも番号法の規定がそのまま適用されるものであります。

続きまして附則であります。第1項は施行日でありまして、この条例は平成27年10月5日から施行するものであります。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号の規定する規定の施行の日から施行する。

第2項は、利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正するものであります。今回、個人情報保護条例が改正されたことに伴い、同条例中の引用条項を改正するも

のであります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第34号について、井原住民課長。

〔住民課長井原有一君登壇〕

○住民課長（井原有一君） それでは、議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもございますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、手数料徴収条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

本年、平成27年10月5日番号法の施行に伴い、住民の方々に個人番号が付番された（個人番号が記載された）通知カードが送付されることとなっております。また、個人番号カードを希望する方には、平成28年1月以降、個人番号カードが交付されることとなっております。なお、通知カード、個人番号カードの初回交付手数料につきましては無料となっておりますが、本人の過失等で紛失した場合など、再交付の手数料は有料となります。

それでは参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

住民基本台帳カードの交付が平成27年12月末をもって終了し、個人番号カードの交付が平成28年1月より交付されることから、第2条第29号の「住民基本台帳カードの交付またはその更新もしくは再交付手数料1件につき500円」を、「個人番号カードの再交付に係る手数料1件につき800円」に改めるものでございます。

次に、第30号を通知カードの再交付手数料1件につき500円とするものでございます。

次に、現条例の第30号から第32号につきましては、それぞれ1号ずつ繰り下げるものでございます。

最後に附則の施行期日でございますが、第29号の個人番号カードにつきましては、個人番号カードが交付される平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、第30号の通知カードにつきましては、通知カードが送付される平成27年10月5日から施行するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第35号について、岩戸学校教育課長。

〔学校教育課長岩戸友広君登壇〕

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、議案第35号 利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして、補足してご説明いたします。

最初に、提案理由としまして、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織、並びにいじめ問題重大事態が発生した場合の対処、早期解決に向けた調査、または調査結果の検証を行う組織を設置したいため提案するものでございます。

趣旨としまして、第1条に規定しておりますいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき三つの組織を設置し、必要な事項を定めるものでございます。

一つ目の組織としまして、第2章第2条から第9条まで規定しております利根町いじめ問題対策連絡協議会でございます。

所掌事務につきましては第3条で規定しております。法第14条の第1項に規定するいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な連絡及び協議を行います。

組織につきましては第4条で規定しております。連絡協議会は委員10人以内をもって組織し、委員の任期は2年としております。

次のページにあります第2項で、連絡協議会委員は利根町立学校の教職員、茨城県警察の職員、利根町民生委員・児童委員、町の職員、その他教育委員会が必要と認める者から教育委員会が委嘱し任命します。町の職員につきましては福祉課、保健福祉センター、学校教育課、指導室の職員を、その他教育委員会が必要と認める者につきましては、児童相談所の職員を想定しております。

第3項で委員の任期を2年と定めております。

利根町いじめ問題対策連絡協議会の庶務につきましては第8条で定め、指導室において行います。

二つ目の組織としまして第3章第10条から第18条までで規定しております利根町いじめ問題調査委員会でございます。

所掌事務につきましては第11条で規定しております。教育委員会の諮問に応じ、法第28条に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするため、及び重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を行うための調査審議を行います。

組織につきましては第12条で規定しております。調査委員会は委員5人以内をもって組織し、委員の任期は諮問に係る重大事態の調査審議の終了までとしております。

調査委員会委員は、事案の内容により教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会と利害関係がない方で教育委員会が委嘱します。具体的には学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士などを想定しております。

次のページで、利根町いじめ問題調査委員会の庶務につきましては第17条で定め、指導室において行います。

三つ目の組織としまして第4章第19条から第22条まで、利根町いじめ問題検証委員会について規定しております。

所掌事務につきましては第20条で規定しており、町長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関し利根町いじめ問題調査委員会の調査結果について、必要な検証等を行い答申します。

組織につきましては、利根町いじめ問題調査委員会と同様で委員5人以内をもって組織し、委員の任期は諮問に係る重大事態の調査結果の検証等が終了するまでとしております。

検証委員会委員につきましては、調査委員会と同様に事案の内容により、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、町と利害関係がない方で調査委員会と別の方を町長が委嘱します。

具体的な委員としましても、調査委員会と同様に学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士などを想定しております。

利根町いじめ検証調査委員会の庶務につきましては、町長が諮問する附属機関となっておりますので、総務課において行います。

検証委員会の組織、委員長、会議等につきましては、調査委員会の組織等の規定を準用するため第22条で規定しております。

附則としまして、第1項で施行期日としまして、この条例は公布の日から施行する。

第2項で、利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するもので、いじめ問題調査委員委員長を月額6,700円、委員を月額6,000円、いじめ問題検証委員委員長を月額6,700円、委員を月額6,000円に追加するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第33号から議案第35号までの3件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月11日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時09分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第36号から日程第13、議案第42号までの7件を一括議題いたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第36号について、清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、議案第36号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の1変更では、起債の目的の臨時財政対策債は平成27年度起債限度額の決定により3,679万円を増額して2億4,279万円とするものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業債は1,780万円を減額して5,790万円とするものでございます。これは、当初予算で社会資本整備総合交付金事業として五つの事業に対する事業費から交付金を除いた額の9割が起債の対象となることから、その合計額を起債限度額として予算計上していたものでございますが、この五つの事業のうち、緊急輸送道路に指定されている町道112号線の事業費に復興まちづくり支援事業交付金が充てられることとなったため、当初予算で起債限度額として予算計上していた町道112号線分の1,780万円を減額するものでございます。

ここで復興まちづくり支援事業交付金について説明しますと、東日本大震災からの復旧・復興に要する事業に充てるため、平成24年3月に1億200万円が交付され、その際に基金を設置しまして、これまで復旧・復興事業に充ててきたものでございます。しかし、当町の復旧・復興事業は震災復興特別交付税や各種補助金等を活用しましてほとんどが終了してきておりまして、現在、当町では復旧・復興事業がないので、県に確認していたところ、今後の災害に備えるための整備事業であれば、この交付金を充てられるとの確認がとれました。

また、この交付金は今年度末までの事業が対象でありまして、現在、基金残高が約4,400万円ございますことから、これまで事業を検討してきまして、対象事業を今回補正予算計上したものでございます。

今回交付金の補正予算で計上した対象事業は、今説明しました当初予算で計上してあった緊急輸送道路に指定してあります町道112号線の道路改良事業であれば交付金が充てられることとなりましたので、当初、起債を予定しておりました額を減額し、交付金を充てるため起債限度額の減額補正をするものと、そのほかに、地方債補正の2廃止でご説明しますけれども、当初予算で財源を地方債で計上してあったものに交付金を充てることにより地方債を廃止するものと、歳出予算でご説明しますが、二つの事業を補正予算として計上させていただいております。

次に、小学校大規模改造事業債は1億4,280万円を減額して1億4,660万円とするものでございます。これは学校施設環境改善交付金の決定が、布川小学校の大規模改造工事のうち、屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、町単独事業で実施する各小学校の空調設備工事と布川小学校の大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみ実施することになりま

したので、今年度実施しない布川小学校の大規模工事のうち、内装及びトイレの改修部分に係る事業債を減額するものでございます。

次に、中学校大規模改造事業債は2億3,970万円を減額して1億2,760万円とするものでございます。これは、学校施設環境改善交付金の決定が大規模改造工事のうち、屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、町単独事業で実施する空調設備工事と大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみ実施することとなりましたので、今年度実施しない大規模改造工事のうち、内装及びトイレの改修部分に係る事業債を減額するものでございます。

次に、2廃止では、起債の目的が消防施設整備事業債と県防災情報ネットワークシステム整備事業債は、復興まちづくり支援事業交付金を充当するため廃止するものでございます。これは、地方債補正、1変更で説明しましたように、復興まちづくり支援事業交付金が復旧・復興事業以外で今後の災害に備えるための事業であれば交付金を充てられることとなりましたので、当初予算で広域消防本部無線のデジタル化に伴い、町の消防デジタル無線受令機更新工事と県防災情報ネットワーク整備工事負担金の財源を、地方債で予算計上していたものを、復興まちづくり支援事業交付金を充てるため地方債を廃止するものでございます。

歳入についてご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款8 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は59万7,000円を減額するものでございます。これは減収補てん特例交付金の平成27年度の交付決定によるものでございます。

款9 地方交付税、目1 地方交付税は1億8,702万4,000円を増額するものでございます。これは普通交付税で、平成27年度の交付額が17億9,702万4,000円に決定したことによるものでございます。

款13 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金は412万9,000円を増額するものでございます。これは節2 児童福祉費負担金で、保育所運営負担金及び施設型給付費負担金を増額するもので、町内保育園、町外の保育園及び幼稚園に通う児童の増などによる事業費の増額に伴い、負担割合により国庫負担金を増額するものと、節5 介護保険事業費負担金で非課税世帯の保険料軽減額に対して、国から低所得者保険料軽減負担金として軽減総額の2分の1が交付されるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は1,002万6,000円を増額するものでございます。これは節5 個人番号カード交付事務補助金で、個人番号カード交付事務に対する補助金を見込んだものでございます。

節6 社会保障・税番号制度システム整備費補助金でシステム整備に対して補助されるもので、補助金の決定によるものでございます。

目2 民生費国庫補助金は814万2,000円を増額するものでございます。これは、節2 児童福祉費補助金で、子ども子育て支援整備交付金として布川小学校児童クラブ整備に伴う補

助金を、当初予算では県補助金で交付基準額の3分の2の補助金を計上していましたが、国と県が3分の1ずつの補助金に変更になったため、新たに計上したものでございます。

目5教育費国庫補助金は1億4,012万9,000円を減額するものでございます。これは節2小学校費補助金で8,345万9,000円の減額で、学校施設環境改善交付金の決定が、文及び布川小学校の防災機能強化である屋内運動場天井落下防止工事と布川小学校の大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、空調設備工事と大規模改造工事のうち内装及びトイレ改修の部分の補助金を減額するものでございます。

節3中学校費補助金で5,667万円の減額で、学校施設環境改善交付金の決定が、防災機能強化である屋内運動場天井落下防止工事と大規模改造のうち屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、空調設備工事と大規模改造のうち内装及びトイレの改修部分の補助金を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

款14県支出金、目1民生費県負担金は210万8,000円を増額するものでございます。これは節4児童福祉費負担金で保育所運営費負担金及び施設型給付費負担金を増額するもので、町内保育園、町外の保育園及び幼稚園に通う児童の増などによる事業費の増額に伴い、負担割合により県負担金を増額するものと、節6介護保険事業負担金は、非課税世帯の保険料軽減額に対して県から低所得者保険料軽減負担金として軽減総額の4分の1が交付されるものでございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金は756万2,000円を減額するものでございます。これは節4児童福祉費補助金で、布川小学校児童クラブ整備に伴う補助金を当初予算で交付基準額の3分の2の補助金を計上していましたが、国と県が3分の1ずつの補助金に変更になったため減額するものでございます。

目4農林水産業費県補助金は224万1,000円を増額するものでございます。これは経営体育成支援事業補助金で、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が金融機関からの融資を活用して農業用機械を取得する場合に、自己負担額について取得費の10分の3を上限に補助するものでございます。

款16寄附金、目2総務費寄附金は12万9,000円を増額するものでございます。これは、がんばる利根町応援寄附金として4件の寄附金があったものでございます。

款17繰入金、目4利根町義務教育施設整備基金繰入金は1億3,000万円を減額するものでございます。これは当初予算で布川小学校及び利根中学校の大規模改造工事費に対して繰り入れしていましたが、大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの決定により、内装及びトイレの改修の部分は今年度を実施しないことから繰り戻すものでございます。

目7利根町復興まちづくり支援事業交付金基金繰入金は4,359万9,000円を増額するものでございます。これは地方債で説明しましたように、復興まちづくり支援事業交付金が今年度末までの事業が対象であることと、復旧・復興事業以外で今後の災害に備えるための

事業であれば交付金を充てられることとなりましたので、地方債で減額補正しました、当初予算で計上してあります緊急輸送道路に指定してあります町道112号線の道路改良事業、町の消防デジタル無線受令機更新工事、県防災情報ネットワーク整備工事負担金に繰り入れしたものと、歳出で説明しますけれども、当初予算でリースで計上してありました災害時等に使用するバックホウと、その運搬用トラックの購入費と、押付地区に予定されている河川防災ステーションの中に、町が整備することとなる水防センター建築工事实施設計業務委託料に対して繰り入れしたものでございます。

11ページをお願いいたします。

項2特別会計繰入金で目1国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金から目4後期高齢者医療特別会計繰入金までの総額1,994万6,000円の増額につきましては、それぞれ特別会計の平成26年度決算に伴い事業費が確定したことによる余剰金を一般会計に繰り入れするものでございます。

款18繰越金は1億7,295万4,000円を増額するものでございます。これは前年度繰越金5億3,130万1,000円のうち、繰越明許費に伴う財源を除いた前年度繰越金が2億7,295万4,000円でございます。当初予算に1億円予算計上してございますことから、その差額を計上したものでございます。

款19諸収入、目3雑入は1,764万1,000円を減額するものでございます。これは臨時職員2名分の雇用保険料4,000円の個人負担立替分を見込んだものと、学校給食費収入で1,764万5,000円を減額するもので、布川小学校と利根中学校の大規模改造工事期間中に提供する弁当給食費用の一部の歳入を見込んでおりましたが、大規模改造工事の内装改修が今年度を実施しないことから減額するものでございます。

款20町債、目1臨時財政対策債は、平成27年度の起債限度額の決定により3,679万円を増額するものでございます。

目4土木債は1,780万円を減額するものでございます。これは地方債補正の1変更で説明しましたように、社会資本整備総合交付金事業債で緊急輸送道路に指定されている町道112号線の事業費に復興まちづくり支援事業交付金を充てたことにより、地方債を減額したことによるものでございます。

目5消防債は820万円を減額するものでございます。これは地方債補正の2廃止で説明したように、節1消防施設整備事業債と節2防災施設事業債の県防災情報ネットワークシステム整備事業債は、復興まちづくり支援事業交付金を充当するため、地方債を廃止したことにより全額を減額するものでございます。

目6教育債は3億8,250万円を減額するものでございます。これは小学校大規模改造事業債の1億4,280万円の減額は、地方債補正で説明しましたが、学校施設環境改善交付金の決定が布川小学校の大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、町単独事業で実施する各小学校の空調設備工事と布川小学校の大規模改造工事のうち屋根及び

外壁改修のみ実施することとなりましたので、今年度実施しない布川小学校の大規模改造工事のうち、内装及びトイレの改修部分に係る事業債を減額したことによるものでございます。

中学校大規模改造事業債の2億3,970万円の減額は、やはり地方債で説明しましたが、学校施設環境改善交付金の決定が大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの決定によりまして、町単独事業で実施する空調設備工事と大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみ実施することとなりましたので、今年度実施しない大規模改造工事のうち内装及びトイレの改修部分に係る事業債を減額したことによるものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1議会費から款9教育費までの節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の人件費につきましては、人事異動に伴うもの、また各種手当認定の見直し、職員共済組合負担金率の変更、退職手当負担金の見直しによるものでございますので、それ以外の主なものについてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、目5財産管理費は962万5,000円を増額するものでございます。これは、備品購入費で災害時等に使用するためバックホウと、その運搬用のトラックを購入するため計上したものでございます。この備品購入に当たっては、復興まちづくり支援事業交付金が、復旧・復興事業以外で今後の災害に備えるための事業であれば交付金を充てられることとなりましたので、今回補正したものでございます。

目9行政事務改善費は653万6,000円を増額するものでございます。これは個人番号制度の導入に必要な中間サーバーの整備に伴う負担金で、地方公共団体が共同で運営する地方公共団体情報システム機構に支払うものでございまして、国庫補助金で全額補助されるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、目1戸籍住民登録費は607万2,000円を減額するものでございます。これは人件費による補正と個人番号カード交付事業で、平成28年1月から個人番号カード交付のために臨時職員2名分の賃金を計上するものであります。

16ページをお願いします。

項5統計調査費、目2諸統計調査費は雇用保険料個人負担金立替分の歳入補正により、財源内訳を変更するものでございます。

項6監査委員費、目1監査委員費は4万5,000円を増額するものでございます。これは監査委員が全国研修会に参加するための報酬等を計上したものでございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費は958万8,000円を減額するものでございます。これは人件費の補正によるものと、次のページにいきまして社会福祉関係総務費の節7賃金54万6,000円を増額は、社会福祉関係の事務補助のため臨時職員を雇用するためのものと、社会

福祉費サービス事業の節23で償還金・利子及び割引料266万7,000円の増額は、平成26年度実績報告により、障害者自立支援給付費の国庫負担金を返還するため返還金を計上したものでございます。

目2老人福祉費は58万1,000円を増額するものでございます。これは措置入所者がふえたため老人ホーム措置費を計上したものでございます。

18ページをお願いします。

款3民生費、目5医療総務費は166万3,000円を減額するものでございます。これは人件費の補正によるものと、国民健康保険特別会計繰出金の節28繰出金45万3,000円の減額は、人事異動による人件費の減額分でございます。

目6医療福祉費は85万4,000円を増額するものでございます。これは、医療福祉事業の節23償還金・利子及び割引料で、平成26年度実績報告により医療福祉費県補助金を返還するため返還金を計上したものでございます。

目8介護保険費は157万1,000円を増額するものでございます。これは、介護保険特別会計繰出金の節28繰出金で、主に低所得者保険料軽減負担分の増額分を計上したものでございます。

20ページをお願いいたします。

款3民生費、目1児童福祉総務費は17万5,000円を増額するものでございます。これは障害児施設措置費給付費の節23償還金・利子及び割引料で、平成26年度実績報告により障害児施設措置費等国庫負担金を返還するため返還金を計上したものでございます。

目2児童措置費は710万6,000円を増額するものでございます。これは保育所委託料支給事業及び施設型給付費支給事業で、当初見込みより町内保育園、町外の保育園及び幼稚園に通う児童の増によるものでございます。

目4放課後児童健全育成事業費は県補助金の放課後児童クラブ整備費補助金の増額に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目3農業振興費は224万1,000円を増額するものでございます。これは経営体育成支援事業で人・農地プランに位置づけられた経営体に対して、農業用機械を取得する場合に補助するための補助金を計上したものでございます。

24ページをお願いいたします。

款7土木費、目2道路維持費は62万3,000円を減額するものでございます。これは当初予算で緊急道路補修用としてバックホウの賃借料を計上しておりましたが、款2総務費、目5財産管理費で説明しましたように、備品購入費で復興まちづくり支援事業交付金を活用しまして、災害時等に使用するためバックホウとその運搬用のトラックを購入することとしたため減額するものでございます。

目3都市再生整備計画費は、地方債補正で説明しました社会資本整備総合交付金事業債

で、緊急輸送道路に指定されている町道112号線の事業債に復興まちづくり支援事業交付金を充当するため、地方債を減額したことによる財源内訳を変更するものでございます。

25ページをお願いします。

款8 消防費、目3 消防施設費は、地方債で説明しました消防施設整備事業債で、復興まちづくり支援事業交付金を充当するため地方債を廃止したことによる財源内訳を変更するものでございます。

目5 防災費は413万2,000円を増額するものでございます。これは防災施設費で、押付地区に計画されている河川防災ステーションの整備に当たり、その計画区域内に水防活動の拠点となる水防センターを町が整備することとなりますので、その水防センターの設計業務委託料と建築確認申請の際の手数料を計上したものでございます。

この水防センター建築に当たりましては、現在、防災備蓄用品を保管している旧東文間小学校が廃校活用として企画提案書が提出されているため、その防災備蓄用品を保管できるだけのスペースを水防センター内に備蓄倉庫として確保することにより、この水防センター建築事業が、災害に備えるための備蓄倉庫の整備事業と位置づけしまして復興まちづくり支援事業交付金が充てられることとなりましたので、この交付金を充てた事業となっております。

また、同じ防災施設費の節13無線局定期検査登録点検委託につきましては、5年ごとに実施される定期検査のための点検委託料を計上したものでございます。

款9 教育費、目2 事務局費は2,224万9,000円を減額するものでございます。これは人件費の補正によるものと、次のページに行きまして学校給食運営事業で3,776万5,000円の減額は、布川小学校及び利根中学校の大規模改造工事の内装改修を今年度実施しないことから、工事期間中に提供予定であった、弁当給食に伴う賄い材料費及び学校給食調理等業務委託料を減額するものでございます。

目4 教育研究指導費は6万2,000円を増額するものでございます。これは利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、いじめ問題調査委員会及びいじめ問題検証委員会の委員報酬を計上したものでございます。

27ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目3 学校給食費は1,678万5,000円を減額するものでございます。これは布川小学校の大規模改造工事の内装改修が今年度実施しないことから、給食備品の購入を予定していたものを減額するものでございます。

目5 学校建設費は2億7,793万6,000円を減額するものでございます。これは小学校建設事業の節13委託料で布川小学校大規模改造工事監理業務委託、及び節15工事請負費で布川小学校大規模改造工事につきましては、大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの工事の決定により、今年度実施しない内装及びトイレの改修部分の委託料及び工事費を減額するものでございます。

また、節15工事請負費の布川小学校職員室P C配線等移設設置工事につきましては、やはり内装改修を今年度実施しないことから減額するものでございます。

項3 中学校費、目3 学校給食費は1,346万4,000円を減額するものでございます。これは利根中学校の大規模改造工事の内装改修を今年度実施しないことから、給食備品の購入を予定していたものを減額するものでございます。

目5 学校建設費は3億8,102万5,000円を減額するものでございます。これは中学校建設事業で、節13委託料と次のページになりますが利根中学校大規模改造工事監理業務委託及び節15工事請負費で利根中学校大規模改造工事につきましては、大規模改造工事のうち屋根及び外壁改修のみの工事の決定によりまして、本年度実施しない内装及びトイレの改修部分の委託料及び工事費を減額するものでございます。

また、節15工事請負費の職員室P C配線等移設設置工事につきましても、内装改修を今年度実施しないことから減額するものでございます。

29ページをお願いします。

項4 社会教育費、目3 生涯学習センター費は54万7,000円を増額するものでございます。これは陶芸用電気炉のヒーター線の交換を行うため修繕費を計上したものでございます。

目4 文化財保護費は200万円を増額するものでございます。これは町指定文化財である蛟蛸神社奥の宮の修繕に対して、利根町文化財保護条例に基づき補助金を交付するため計上したものでございます。

目7 柳田國男記念公苑費は142万6,000円を増額するものでございます。これは柳田國男記念公苑管理事業で、主なものとして夜間の利用者がふえたことから管理業務委託料を増額するものと、柳田國男記念公苑が4月から、お風呂があることから旅館業経営に伴う簡易宿泊所として登録されたことにより、消防法に基づく自動火災警報器の設置義務があることから設置工事費を計上したものでございます。

目10コミュニティセンター費は22万4,000円を増額するものでございます。これは建物の東側の陥没した場所を補修するため修繕費を計上したものでございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は11万8,000円を増額するものでございます。これは利根町のスポーツ推進委員が、勤続30年によりまして全国スポーツ推進委員研究協議会愛媛大会で表彰されることとなったもので、平成31年開催の茨城大会の視察も含めて出席するための旅費を計上したものでございます。

30ページをお願いいたします。

款11諸支出金、目4 がんばる利根町応援基金費は12万9,000円を増額するものでございます。これは歳入にも計上しましたが、がんばる利根町応援寄附金として4件の寄附がありましたので積み立てするものでございます。

目5 財政調整基金費は1億3,647万8,000円を増額するものでございます。これは地方財政法第7条の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるもの

でございます。

目11減債基金費は3億3,678万3,000円を増額するものでございます。これは今回の補正予算の余剰分を今後の公債費元利償還金に充てるため積み立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第37号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第37号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

まず歳入からご説明いたします。

款3国庫支出金、目3特定健康診査等負担金で79万6,000円を増額でございます。これは過年度精算負担金として、平成26年度の実績が確定したことによる精算分でございます。

次に、款5前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金で8,266万5,000円を増額でございます。これは本年度の前期高齢者交付金の決定によるものでございます。

次に、款6県支出金、目2特定健康診査等負担金で79万6,000円を増額でございます。これは過年度精算負担金として、平成26年度の実績が確定したことによる精算分でございます。

次に、款8繰入金、目1一般会計繰入金で45万3,000円の減額でございます。これは、職員の人事異動に伴う職員給与費等によるものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で4,182万8,000円の減額でございます。これは、当初予算見込みより平成26年度からの繰越金及び本年度の前期高齢者交付金が増になったことにより、当初繰入金の全額を基金に繰り戻すものでございます。

次に、款9、目1療養給付費交付金繰越金で6,384万7,000円を増額になっております。これは退職被保険者等に対する26年度からの繰越金でございます。

また、目2その他繰越金の3万5,000円の減額につきましては、一般被保険者に対する平成26年度からの繰越金の減でございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

10ページをお願いします。

款1総務費、目1一般管理費で45万3,000円の減額になっております。これは職員の人事異動に伴います給与費等の減額でございます。

次に、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費では、財源内訳の欄で8,266万5,000

円において財源内訳を変更するものでございます。これは歳入の款5前期高齢者交付金でご説明しました増額分につきまして、一般財源から特定財源として充当するものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金等で目1後期高齢者支援金で1,317万5,000円の減額になってございます。これは、本年度の支援金の額が決定したことによるものでございます。

11ページをお願いします。

次に、款4前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金で22万4,000円の減額になってございます。これも本年度の納付金の額が決定したことによるものでございます。

次に、款6介護納付金、目1介護納付金で2,866万円の減額になってございます。これも本年度の納付金の額が決定したことによるものでございます。

次に、款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費で、財源内訳の欄で159万2,000円につきましては、財源内訳の変更でございます。これは歳入の款3国庫支出金と款6県支出金でご説明しましたそれぞれの特定健康診査等負担金の増額につきまして、一般財源から特定財源として充当したものでございます。

次に、款9基金積立金、目1財政調整基金費で1億1,428万2,000円の増額につきましては、平成26年度の繰越金の2分の1以上を基金に積み立てるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

款10諸支出金、目3償還金で3,008万円の増額になってございます。これは、節23償還金・利子及び割引料において平成26年度の償還金が確定したことにより、補正後の予算で右端の説明欄になりますが、国庫支出金等返還金で2,902万5,000円、退職者医療交付金返還金で105万5,000円を本年度予算で返還するものでございます。

次に、項2繰出金、目2一般会計繰出金で393万8,000円の増額になってございます。これは、平成26年度の職員給与費等繰入金で、出産育児一時金等の繰入金において、決算に伴う精算分が超過繰り入れとなったため、平成27年度予算において繰り出し、返還するものでございます。

事業勘定の説明は以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

歳入からご説明いたします。

19ページをお願いしたいと思います。

款4繰入金で目1財政調整基金繰入金で1,194万8,000円の減額になっております。これは、平成26年度繰越金の決定によりまして当初繰入分の全額を基金に繰り戻すものでございます。

次に、款5、目1繰越金で2,893万円の増額でございますが、これは平成26年度からの繰越金でございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

20ページをお願いしたいと思います。

款1総務費、目1一般管理費で44万2,000円の増額になっております。これは職員の人事異動に伴います給料費等の増額でございます。

次に、款3基金積立金、目1財政調整基金費で1,654万円の増額につきましては、平成26年度の繰越金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

議案第37号の説明につきましては以上でございます。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1時09分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第38号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第38号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、款5繰越金、目1繰越金で953万8,000円の増額となっております。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で953万8,000円の増額でございます。これにつきましては、節25積立金で953万8,000円の増で、繰越金を財政調整基金に積み立てをするものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第39号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第39号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入よりご説明いたします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金487万9,000円の増額となっております。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費の487万9,000円の増額につきましては、前年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第40号及び議案第41号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第40号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正は、保険給付費の増額、地域支援事業費の減額及び平成26年度介護保険事業費の確定に伴うものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、初めに、保険給付費に関連する財源といたしましてそれぞれの法定給付負担に応じた増額についてご説明いたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金で16万円、款4 に飛びまして支払基金交付金、項1 支払基金交付金において22万4,000円、次の款5 県支出金、項1 県負担金の10万円、7 ページに飛びまして款6 繰入金、項1 一般会計繰入金の目1 で10万円、次の枠の項2 基金繰入金、この3,000円のうちの21万6,000円、超過した分の減額につきましては地域支援事業費関連でご説明申し上げることといたしまして、以上、介護給付費関連といたしまして80万円分を増額するものでございます。

次に、地域支援事業費において人事異動等に伴う人件費の減額分に関連するものとして、やはりこれもそれぞれの法定給付負担に応じまして6 ページからでございますが、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金の目3 で37万5,000円の減、一番下の枠で款5 県支出金、項3 県補助金の18万7,000円の減、7 ページの款6 繰入金、項1 一般会計繰入金の目4 におきまして69万4,000円の減、次の枠の項2 基金繰入金3,000円のうち、先ほどの残りですが、21万3,000円について減額するもので、以上146万9,000円を地域支援事業費関連分の財源として減額するものでございます。

次に、6 ページに戻っていただきまして、2 枠目の款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 介護保険事業費補助金の10万8,000円につきましては、介護保険システム改修に伴う国庫補助金で事業費の2分の1が国から補助されるものでございます。

この歳出分は当初予算で計上したところでございますが、国の内示が今年度に入ってからとなりましたため、今回の補正で計上するものでございます。

次に、7 ページの款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 一般会計繰入金216万5,000円は、低所得者に対する介護保険料を補填するため、国と県から補助金として一般会計に入った分を繰り入れするものでございます。

款7 の繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による計上でございます。

次に8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費で補正額の計上はありませんが、先ほど歳入のところの説明した介護保険システム改修補助金の計上に伴い財源内訳の組み替えを行っております。

次に、款2 保険給付費、項5 高額医療合算介護サービス等費の80万円を増額するもので

ございますが、医療と介護の年間自己負担限度額を超過した分を利用者に支払うものでございまして、その不足が見込まれるため計上するものでございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費146万9,000円の減額でございますが、こちらは9ページにかけまして包括支援センター職員の人事異動等による人件費でございます。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費基金積立金1,088万1,000円につきましては、前年度精算確定により第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てるものでございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金の276万円は、前年度精算確定によりまして、国等からの介護給付費と地域支援事業費分の過交付分を返還するものでございます。

また、項2 繰出金1,391万2,000円につきましては、前年度精算確定による介護給付費と地域支援事業費、並びに事務費の超過繰入分を一般会計に戻すための繰出金として計上するものでございます。

議案第40号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第41号 平成27年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款3 繰越金、項1、目1 繰越金で125万1,000円を増額するもので、これは前年度の繰越金の計上でございます。

歳出でございますが、款2 諸支出金、項1、目1 一般会計繰出金で125万1,000円を増額補正するもので、これにつきましては前年度事業の確定による精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第42号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第42号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

まず歳入でございますが、款4 及び項1 繰越金、目1 繰越金で84万5,000円の増額となっております。これは平成26年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款3 諸支出金、項2 繰出金、目1 一般会計繰出金の84万5,000円の増額につきましては、平成26年度の決算確定に伴いましての精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第36号から議案第42号までの7件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月11日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。

岩戸学校教育課長。

〔学校教育課長岩戸友広君登壇〕

○学校教育課長（岩戸友広君） それでは、議案第43号 工事請負契約の締結について、補足してご説明申し上げます。

利根中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

- 1 工 事 名 27中管工第3号利根中学校屋内運動場及び武道場天井落下防止工事
- 2 工 事 場 所 利根町大字横須賀1277番地
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 7,722万円、うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額は572万円になります。
- 5 契約相手方 龍ヶ崎市川原代町5847番地の7
増川建設株式会社
代表取締役 増川 剛でございます。

なお、契約の詳細につきましては、参考資料としまして建設工事請負契約書の写し、それから、入札書取書の写し、工事概要及び配置図を添付してございます。

工事の概要についてご説明申し上げます。

最初に屋内運動場です。天井解体撤去工事としまして912平方メートルになります。それに伴いまして内装改修工事、塗装改修工事、体育設備改修工事、電気設備工事になります。

次に、武道場です。天井解体撤去工事250平方メートルです。それに伴いまして内装改修工事、塗装改修工事、電気設備工事になります。

以上のとおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第43号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月11日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21、議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第15、議案第44号から日程第21、議案第50号までの7件を一括議題いたします。

これから議案第44号についての補足説明を求めます。

菅田会計管理者。

〔会計管理者菅田哲夫君登壇〕

○会計管理者（菅田哲夫君） それでは、議案第44号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、補足してご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

まず、決算書の5ページ、6ページをお開き願います。

ページの下の方ですが、歳入合計でございます。予算現額59億3,940万9,000円、調定額61億1,239万8,158円、収入済額59億1,894万8,964円でございます。

予算現額に対する収入割合は99.66%、調定額に対する収入割合は96.84%でございます。また、不納欠損額は1,052万5,428円ございまして、前ページのほうを見ますと、款1の町税で表示されているとおりでございます。

また、収入済額は1億8,292万3,766円で、その内訳としましてまた戻りますけれども、款1の町税で1億4,457万7,868円、次のページへ行きまして款11分担金及び負担金の161万5,900円、それからその下の款19諸収入、項4貸付金元利収入で3,672万9,998円でございます。また、収入済額は前年度に比べ4億5,201万1,568円の増額でございます。

続きまして、3から4ページにお戻りください。

款1町税でございます。予算現額13億888万9,000円に対し、収入済額13億9,365万598円で、合計収入済額の23.54%を占め、前年度に比べ857万8,254円の減額でございます。減額の理由としまして、個人住民税の給与収入等の減が主な理由でございます。

次に、款2地方譲与税でございます。予算現額8,627万3,000円に対し、収入済額も同額

でございます。合計収入済額の1.46%を占め、前年度に比べ434万6,000円の減額でございます。減額の理由としまして、国の徴収額の減収によるものでございます。

次ですが、款3利子割交付金でございます。予算現額336万8,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.06%を占め、前年度に比べ96万1,000円の減額でございます。減額の理由としまして、県民利子割収入の減収によるものでございます。

次に、款4配当割交付金でございます。予算現額1,329万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.22%を占め、前年度に比べ623万5,000円の増額でございます。増額の理由としまして、上場株式等の配当の増収によるものでございます。

款5株式等譲渡所得割交付金でございます。予算現額781万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.1%を占め、前年度に比べ385万3,000円の減額でございます。減額の理由としまして、株式の譲渡益等に課税される県税の減収によるものでございます。

款6地方消費税交付金でございます。予算現額1億4,504万4,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の2.45%を占め、前年度に比べ3,350万8,000円の増額でございます。増額の理由としまして、消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、このうちの地方消費税分が1%から1.7%に引き上げられたことによる増額によるものでございます。

款7自動車取得税交付金でございます。予算現額979万6,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.17%を占めまして、前年度に比べ1,182万7,000円の減額でございます。減額の理由としまして、県が徴収いたします自動車取得税の減収によるものでございます。

款8地方特例交付金でございます。予算現額909万7,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.15%を占め、前年度に比べ155万9,000円の減額でございます。減額の理由としまして、住宅ローン減税の見直しにより減額になったものでございます。

款9地方交付税でございます。予算現額20億7,174万7,000円、収入済額も同額でございます。合計収入済額の35.00%を占め、前年度に比べ1億7,146万3,000円の増額でございます。増額の理由としまして、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の施設工事が震災復興特別交付税対象となったことから増額となったものでございます。

款10交通安全対策特別交付金でございます。予算現額194万5,000円に対し、収入済額も同額でございます。合計収入済額の0.03%を占めまして、前年度に比べ24万8,000円の減額で、ほぼ前年相当の交付となっております。

款11分担金及び負担金でございます。予算現額5,483万8,000円に対し、収入済額4,477万3,190円で、合計収入済額の0.76%を占め、前年度に比べ293万6,200円の減額でございます。減額の理由としまして、保育園入所児童数の減及び世帯の所得階層の変化等によるものでございます。

款12使用料及び手数料でございます。予算現額3,897万4,000円に対し、収入済額3,882万2,051円で、合計収入済額の0.66%を占め、前年度に比べ302万5,994円の減額ございま

す。減額の理由としまして、コミュニティセンターの指定管理者制度導入に伴い使用料が減額となったこと、及びごみ袋の売りさばき手数料が減になったことなどによるものでございます。

款13国庫支出金でございます。予算現額 5 億5,202万7,000円に対し、収入済額 4 億6,156万4,452円で、合計収入済額の7.80%を占め、前年度に比べ1,535万7,363円の増額でございます。増額の理由としまして、新たに臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金があったこと、また、社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業分でございますが、こちらが増加したことなどによる増額でございます。

続きまして、5 ページ、6 ページをお願いしたいと思います。

款14県支出金でございます。予算現額 3 億2,645万7,000円に対し、収入済額 3 億695万8,945円で、合計収入済額の5.19%を占め、前年度に比べ265万6,399円の増額でございます。増額の理由としまして、国民健康保険事業費負担金及び後期高齢者医療費負担金の保険基盤安定負担金等の増があったこと、また、新たに子ども子育て支援新制度システム等構築事業補助金などによるものでございます。

款15財産収入でございます。予算現額2,457万7,000円に対し、収入済額2,457万9,144円で、合計収入済額の0.41%を占め、前年度に比べ1,260万7,888円の増額でございます。増額の理由としまして、旧利根中学校及びソーラー発電所などによる土地、建物貸付料及び土地売り払い収入の増額によるものでございます。

款16寄附金でございます。予算現額34万円に対し、収入済額33万9,000円で、合計収入済額の0.01%を占め、前年度に比べ24万円の増額でございます。増額の理由としまして、ふるさと納税制度によるがんばる利根町応援寄附金の増によるものでございます。

款17繰入金でございます。予算現額 6 億2,434万5,000円に対し、収入済額 6 億2,434万2,831円で、合計収入済額の10.55%を占め、前年度に比べ 3 億9,261万2,309円の増額でございます。増額の理由としまして、財政調整基金及び土地開発基金等の繰入金の増額によるものでございます。

款18繰越金でございます。予算現額 2 億3,584万4,000円に対し、収入済額 2 億3,584万4,773円で、合計収入済額の3.98%を占め、前年度に比べ956万7,093円の増額でございます。

款19諸収入でございます。予算現額6,558万7,000円に対し、収入済額8,054万2,980円で、合計収入済額の1.36%を占め、前年度に比べ 1 億5,749万8,036円の減額になっております。減額の理由としまして、前年に計上のあった談合事件に係る損害賠償金がないこと、また、花き優良種苗導入資金の減額等によるものでございます。

款20町債でございます。予算現額 3 億5,914万9,000円に対し、収入済額も同額でございます。合計収入済額の6.07%を占め、前年度に比べ259万7,000円の増額でございます。増額の理由としまして、主に利根北部地区基盤整備事業債の増及び社会資本整備総合交付金事業債によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、9ページ、10ページをお開き願います。

9ページ、10ページの下のほうでございますが、歳出合計欄の予算現額から申し上げます。歳出合計欄の予算現額が59億3,940万9,000円に対し、支出済額53億8,764万7,156円、執行率は90.71%でございます。翌年度繰越額は3億3,326万9,000円でございます。また、不用額は2億1,849万2,844円でございます。前年度に比べ、支出済額は1億5,655万4,533円の増額となっております。

次に、前ページにお戻りください。7ページ、8ページでございます。

歳出の最初のほうからご説明申し上げます。

款1 議会費でございます。予算現額9,665万2,000円に対し、支出済額9,637万5,812円で、執行率は99.71%でございます。不用額は27万6,188円でございます。不用額の主な理由としまして、議長交際費の支出事由が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

款2 総務費でございます。予算現額8億4,947万円に対し、支出済額7億9,385万1,586円で、執行率は93.45%でございます。翌年度繰越額2,616万4,000円、こちらにつきましてはふれ愛タクシー運行事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業でございます。不用額につきましては2,945万4,414円でございます。不用額の主な理由としまして、項1 総務管理費の中の財産管理費で、庁舎管理の管理業務委託や庁舎内の機械設備等の改修及び更新工事及び共用備品管理のバス運行业務委託などの契約差金によるものでございます。

次に、款3 民生費でございます。予算現額17億379万6,000円に対し、支出済額15億9,113万1,215円で、執行率は93.39%でございます。翌年度繰越額3,323万6,000円、こちらにつきましては医療福祉事業及び子育て応援手当支給事業でございます。不用額は7,942万8,785円でございます。不用額の主な理由としまして、項1 社会福祉費の中の社会福祉総務費の扶助費等が当初見込みより少なかったこと、及び項2の児童福祉費でございますが、町からの保育所委託料が当初見込みより少なかったための残でございます。

款4 衛生費でございます。予算現額7億3,116万6,000円に対し、支出済額4億9,854万2,859円で、執行率は68.18%でございます。翌年度繰越額2億1,120万1,000円、これは母子保健事業、予防接種事業、太陽光パネル設置助成事業及び塵芥処理事業でございます。不用額は2,142万2,141円でございます。不用額の主な理由としまして、項1の保健衛生費の各健診及び予防接種においての受診者が、見込んだ数より少なかったためでございます。

款5 農林水産業費でございます。予算現額2億8,628万6,000円に対し、支出済額2億8,295万6,892円で、執行率は98.84%でございます。不用額は332万9,108円でございます。不用額の主な理由としましては、目3 農業振興費の節19 負・補・交で農業近代化資金及び営農資金借り入れに伴う利子補給金で、いずれも現年度の借り入れが少なかったためでございます。

款6 商工費でございます。予算現額6,382万円に対し、支出済額2,063万5,958円で、執行率は32.33%でございます。翌年度繰越額4,232万円、こちらは町内共通商品券販路拡大事業でございます。不用額は86万4,042円でございます。不用額の主な理由としまして、目2 商工振興費の節19負・補・交で中小企業事業資金信用保証料補給金の申請が少なかったためでございます。

款7 土木費でございます。予算現額4億4,867万5,000円に対し、支出済額3億8,939万3,472円で、執行率は86.79%で、翌年度繰越額1,205万円、こちらにつきましては都市再生整備計画事業でございます。不用額につきましては4,723万1,528円でございます。こちら不用額の主な理由としまして、項2の道路橋梁費の都市再生整備計画費の改良工事等の契約差金及び項4の都市計画費の都市公園維持管理工事等の契約差金でございます。

次に、款8 消防費でございます。予算現額3億3,634万円に対し、支出済額3億3,134万1,321円で、執行率は98.51%でございます。不用額は499万8,679円でございます。不用額の主な理由としまして、消防団員報酬が当初見込みより少なかったこと及び消防施設等の修繕費で修繕が少なかったためでございます。

款9 教育費でございます。予算現額6億965万2,000円に対し、支出済額5億7,173万8,046円で、執行率は93.78%でございます。翌年度繰越額829万8,000円、こちらにつきましては学校給食運営事業及び小学校、中学校の教育助成事業でございます。なお、不用額は2,961万5,954円でございます。不用額の主な理由としまして、学校管理費、小学校運営事業の光熱水費などの需用費等の残でございます。

次に、9ページ、10ページのほうをお願いいたします。

款10 公債費でございます。予算現額4億1,232万6,000円に対し、支出済額4億1,215万3,407円で、執行率は99.96%でございます。不用額は17万2,593円でございます。ほぼ予算どおりの支出となっております。

款11 諸支出金でございます。予算現額3億4,107万円で、支出済額も同額でございます。

次の款12 災害復旧費でございます。予算現額が5,845万7,000円、支出済額5,845万6,588円、執行率が99.99%でございます。なお、不用額は412円でございます。

款13 予備費でございます。予算現額169万9,000円、支出済額はございません。

歳出のほうはそちらまでございまして、それでは、243ページのほうの実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

一般会計の実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

歳入総額59億1,894万8,000円に対しまして、歳出総額53億8,764万7,000円でございます。差引額は5億3,130万1,000円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源の計としまして2億5,834万7,000円でございます。また、実質収支額は2億7,295万4,000円でございます。

一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 続いて、議案第45号から議案第50号までの6件について、各所管課長から補足説明を求めます。

まず、議案第45号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第45号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

決算書のほうは244ページからとなります。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

まず、保険加入者数の概要でございますが、平成26年度末の国保加入者数は6,188人でございます。前年度と比較しまして124人の減となっております。

それでは、事業勘定の歳入からご説明いたします。

246ページ、247ページをお開き願います。

まず、款1国民健康保険税ですが、調定額が6億8,124万9,528円で、収入済額は5億4,353万9,438円となっております。これは、項1国民健康保険税の収納率79.8%の収入があったものでございます。前年度と比較しますと6,972万4,948円の減額でございます。この主な減額の要因ですが、26年度から保険税の資産割課税を廃止したことによる減と、均等割及び平等割の課税基準において低所得者への軽減制度が拡大されたことにより減となったものでございます。

また、不納欠損は529万3,372円でございます。これは滞納繰越分において地方税法で定める徴収期間の時効消滅等に伴い不納欠損にしたものでございます。なお、不納欠損の対象者は35人で件数は61件でございます。

次に、款2使用料及び手数料ですが、調定額、収入済額とも26万5,650円で、納税証明手数料等の収入で、ほぼ前年並みの収入済額となっております。

次に、款3国庫支出金ですが、調定額、収入済額とも5億2,269万6,345円で、これは項1国庫負担金で医療給付費の概ね32%の収入と、項2国庫補助金として医療給付費の概ね9%の財政調整交付金の収入があったものでございます。

次に、款4療養給付費交付金ですが、調定額、収入済額とも1億569万4,000円で、この交付金は退職被保険者等に係る医療給付費等をもとに交付されたものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金でございますが、調定額、収入済額とも7億4,738万1,983円で、これは各保険者の前期高齢者の加入者数に応じて交付されるものでございます。前年度と比較しまして9,042万5,880円の増でございます。増額の理由は前期高齢者の加入者数の増によるものと、前々年度、24年度の精算確定による追加交付金の増によるものでございます。

次に、款6県支出金でございますが、調定額、収入済額とも1億2,823万6,857円となっ

ております。項1 県負担金の高額医療費に係る収入や項2 県補助金の県調整交付金に係るものに交付されたものでございます。

次に、款7 高額医療費共同事業交付金でございますが、調定額、収入済額とも2億2,247万5,673円となっております。これは、高額医療費に係る共同安定化事業交付金によるものでございます。

次に、款8 繰入金でございますが、調定額、収入済額とも2億2,612万5,612円で、これは項1 他会計繰入金として一般会計から法定分の繰入金と項2 財政調整基金繰入金として財源不足を補うための繰入金でございます。

次に、款9 繰越金でございますが、調定額、収入済額とも1億2,389万8,582円で、平成25年度からの繰越金でございます。

次に、款10 諸収入でございますが、収入済額786万1,826円で、主に被保険者の延滞金と第三者の方の損害賠償請求に基づく支払い医療費の返納金などがございます。

歳入合計、予算現額26億477万9,000円に対しまして、調定額が27億6,617万7,911円で、収入済額は26億2,817万5,960円となっております。前年度と比較しますと4,290万4,637円の増額で、率にしまして1.7%の増でございます。

事業勘定の歳入につきましては、以上でございます。

次に、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

引き続きまして248ページ、249ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費は支出済額5,361万3,334円で、主に職員の人件費及び事務費でございます。

項2 運営協議会費は支出済額7万4,668円で、主に委員報酬や研修会負担金でございます。

次に、款2 保険給付費の項1 療養諸費は支出済額14億1,969万4,908円で、これは療養諸費の一般被保険者に係る療養給付費によるものです。

項2 高額療養費は支出済額1億6,151万4,605円で、主に一般被保険者に係る高額医療費でございます。

項3 移送費は支出済額3万5,000円で、1件の実績でございます。

項4 出産育児諸費は支出済額585万2,730円で、出産された方への補助金などがございます。

項5 葬祭諸費は支出済額200万円で、葬祭された方への補助金でございます。

次に、款3 後期高齢者支援金等ですが、支出済額が3億5,146万7,502円で、後期高齢者医療制度に係る保険者負担分でございます。

次に、款4 前期高齢者納付金等ですが、支出済額は28万2,108円で、保険者間の不均衡を調整するための納付金でございます。

次に、款5 老人保健拠出金は支出済額が1万598円でございます。

次に、款6 介護納付金は、支出済額は1億4,158万5,667円で、介護保険の第2号被保険

者に係る介護給付費納付金でございます。

次に、款7共同事業拠出金ですが、支出済額は2億1,633万1,946円で、高額医療費共同事業における拠出金でございます。

次に、款8保健事業費、項1保健事業費ですが、支出済額は591万2,259円で、主に人間ドック及び脳ドックの利用者への助成金でございます。

項2特定健康診査等事業費で支出済額は1,718万5,854円で、主に特定健康診査及び保健指導に伴う事業費でございます。

次に、款9基金積立金ですが、支出済額は9,818万4,000円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

次に、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金ですが、支出済額は3,414万7,438円で、平成25年度の国庫支出金の精算に伴う返還金でございます。

項2繰出金ですが、支出済額は647万638円です。これは施設勘定への繰出金と平成25年度の一般会計繰入金の精算に伴う繰出金でございます。

次の250ページ、251ページをお願いします。

歳出合計の欄で予算現額26億477万9,000円に対しまして、支出済額は25億1,436万3,255円で、執行率は96.5%でございます。

事業勘定の歳出決算の説明は以上でございます。

なお、251ページの枠外に記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた1億1,381万2,711円は翌年度に繰り越しとなるものでございます。

事業勘定の決算説明については以上でございます。

引き続き、施設勘定につきましてご説明を申し上げます。

決算書は277ページからとなります。

まず、これは診療所に係る決算でございまして、26年度の診療所の利用状況でございますが、年間の総利用者数は延べ人数で1万4,273人でございます。前年度1万4,110人に比べ163人の増でございます。また、1日当たりの患者数は平均53.5人で、前年度52.6人に比べまして若干1日当たりの患者数は増加しているところでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

279ページ、280ページをお開き願います。

まず、款1診療収入、項1外来収入で調定額、収入済額とも1億58万1,627円で、外来収入があったものでございます。

項2その他の診療収入で調定額及び収入済額とも52万8,970円で、保険未利用者、それから、診療収入があったものでございます。

次に、款2介護サービス収入ですが、調定額及び収入済額とも、項1介護給付費収入で335万9,313円、項2予防給付費収入で11万3,175円、項3自己負担金収入で38万7,648円、前年度とほぼ同額でございます。

次に、款 3 使用料及び手数料ですが、調定額及び収入済額とも項 1 使用料で12万円、項 2 手数料で41万8,400円、これは診療所の使用料や健康診断の文書料の収入があったものでございます。

次に、款 4 繰入金ですが、調定額及び収入済額とも300万円であります。これは事業勘定からの繰入金でございます。

次に、款 5 繰越金で、調定額及び収入済額とも3,242万5,683円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、款 6 諸収入で、調定額及び収入済額とも、項 2 雑入1,280万4,294円で、主に個人予防接種料等で収入があったものでございます。

歳入合計ですが、予算現額 1 億2,892万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 1 億5,373万9,321円となっております。前年度と比較しますと1,253万9,871円の増額で、率にしまして8.9%の増額となっております。

施設勘定の歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定の歳出についてご説明申し上げます。

次の281ページ、282ページをお願いいたします。

まず、款 1 総務費でございますが、支出済額は7,158万667円で、主に職員の人件費と事務経費、診療に必要な経費及び施設の維持管理費等でございます。

次に、款 2 医業費ですが、支出済額は2,051万7,025円で、主に医療用機械器具費と医療用衛生材料費の支出でございます。

次に、款 3 基金積立金で支出済額3,271万円でございますが、財政調整基金への積立額でございます。

歳出合計でございますが、予算額が 1 億2,892万6,000円に対しまして、支出済額は 1 億2,480万7,692円で、執行率は96.8%でございます。

歳出の説明については以上でございます。

なお、282ページの枠内に記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた2,893万……。

○議長（井原正光君） 大野保険年金課長、その歳入、歳出の差し引きは実質収支に関するページで説明してください。そういうものは説明の仕方じゃない。実質収支に関するものをやるところがあるから、これによって説明してください。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） 失礼しました。

それでは、297ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書としまして、歳入総額 1 億5,373万9,000円、歳出総額 1 億2,480万8,000円でございます。歳入歳出差引額2,893万1,000円につきましては、次年度へ繰り越すものでございます。

施設勘定の決算説明につきましては以上でございまして、議案第45号の説明もこれで以上となります。

失礼しました。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 2 0 分開議

○議長（井原正光君） 会議を再開します。

次に、議案第46号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第46号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして補足してご説明を申し上げます。

初めに、下水道事業の概要でございますが、平成27年 3 月31日現在で下水道の普及率につきましては87.03%で、水洗化率につきましては96.04%となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

300ページ、301ページをお開き願います。

款 1 分担金及び負担金でございますが、予算現額1,043万6,000円に対しまして調定額が1,098万7,659円で、収入済額は1,094万6,659円となっております。前年度と比較いたしますと179万5,105円の増でございます。これにつきましては受益者負担金の現年度分の増によるものでございます。収納率は99.1%で、前年度98.4%と比較いたしまして0.7ポイントの増となっております。また、不納欠損額につきましては4万1,000円で、これは下水道受益者負担金の過年度分 1 件分を不納欠損にしたものでございます。

続きまして、款 2 使用料及び手数料でございますが、予算現額 1 億7,581万3,000円に対しまして調定額が 1 億8,253万4,270円で、収入済額は 1 億7,771万5,815円となっております。また、不納欠損額につきましては126万882円となっております。これは下水道使用料滞納繰越分でございますが、地方自治法第36条第 1 項の規定により不納欠損にしたものでございます。また、収入未済額につきましては355万7,573円となっております。なお、下水道使用料の収納率につきましては97.4%で、前年度と比較いたしまして1.2ポイントの増となっております。なお、現年度分につきましては、上下水道料金の一括徴収によりまして収納率につきましては98.7%となっております。

続きまして、款 3 国庫支出金でございますが、予算現額210万円に対しまして、調定額、収入済額とも210万円となっております。前年度と比較いたしまして2,980万円の減となっております。これにつきましては、国庫補助金のうち公共下水道補助金で、社会資本整備総合交付金事業及び防災・安全交付金事業の減によるものでございます。

続きまして、款 4 繰入金につきましては、予算現額4,763万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4,763万5,000円となっております。前年度と比較いたしますと3,551万4,000円の減でございます。これは一般会計繰入金の減となっております。

次に、款5繰越金でございますが、予算現額1,203万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,203万4,388円となっております。前年度と比較いたしますと251万5,086円の減でございます。これにつきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、款6諸収入でございますが、予算現額1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2,700円となっております。前年度と比較いたしますと700円の減でございます。

続きまして、款7町債でございますが、予算現額400万円に対しまして、調定額、収入済額とも170万円となっております。前年度と比較いたしまして6,650万円の減でございます。これにつきましては、下水道債のうち公共下水道債の減によるものでございます。

歳入合計は、予算現額2億5,201万9,000円となっております。調定額が2億5,699万4,017円で収入済額は2億5,213万4,562円となっております。前年度と比較いたしますと1億3,043万7,014円の減額で、率にいたしまして34.1%の減となっております。

続きまして、302ページ、303ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

款1下水道費でございますが、予算現額1億5,849万2,000円に対しまして支出済額は1億4,903万7,511円でございます。前年度と比較いたしまして7,061万3,792円の減額となっております。減額の主なものは下水道整備費で、汚水管渠敷設に伴います設計委託費及び工事費の減となっております。また、下水道維持管理費で下水道管渠補修委託費等の減によるものでございます。

続きまして、款2公債費は、予算現額9,252万8,000円に対しまして支出済額が9,252万4,910円でございます。前年度と比較いたしまして5,836万975円の減となっております。これは、目1元金で公共下水道債及び流域下水道債の償還金の減によるものでございます。

続きまして、款3予備費につきましては、款2公債費、目2利子で公共下水道の償還金の端数処理のため1,000円を流用させていただいております。

歳出合計の予算現額2億5,201万9,000円に対しまして、支出済額は2億4,156万2,421円となっております。

318ページをお願いいたします。

実質収支につきましてご報告申し上げます。

歳入総額2億5,213万4,000円に対しまして、歳出総額2億4,156万2,000円となっております。差引額が1,057万2,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては3万4,000円となっております。実質収支額が1,053万8,000円でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第47号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第47号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明いたします。

321ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

款1 使用料及び手数料でございますが、予算現額が479万8,000円で、収入済額が900万4,400円でございます。主に永代使用料と管理料でございます。増額の理由としましては、永代使用料の新規加入によるものでございます。

続きまして、款2 繰入金でございますが、予算現額が60万1,000円で収入済額が同額でございます。これは財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、款3 繰越金でございます。予算現額が291万4,000円で、収入済額が291万3,045円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

323ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

款1 霊園事業費、項1 事業費でございますが、予算現額が821万3,000円で、支出済額が763万8,534円でございます。主に委託料と積立金でございます。執行率は93.01%でございます。前年度と比較しまして245万6,529円の減でございます。この理由としましては、財政調整基金積立金の減によるものです。

329ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額1,251万8,000円、2、歳出総額763万9,000円、3、歳入歳出差引額487万9,000円、5、実質収支額487万9,000円につきましては、翌年度へ繰り越しとなります。

利根町営霊園事業特別会計につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第48号及び議案第49号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） 議案第48号 平成26年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

関係事項といたしまして、平成26年度末の65歳以上の第1号被保険者数は288人増の6,291人、うち要支援、要介護認定者数は28人増の674人となっております。この中には40歳から64歳までの第2号被保険者16人の認定者が含まれております。

それでは、332ページ、333ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1 介護保険料、項1 介護保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。予算現額3億1,083万円、調定額3億1,853万6,600円、収入済額が3億1,181万1,900円、収納率は97.89%で、前年度と比較しますと5.52%、1,631万2,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加に伴うものでございます。なお、不納欠損額が196万1,400円、収入未済額が476万3,300円となっております。

次に、款2 使用料及び手数料につきましては、調定どおりの収入でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金につきましては、調定額、収入済額も2億2,588万8,643円でございます。この法定負担割合は国で定められておりまして、介護給付費に対して施

設介護サービス分が15%、その他につきましては20%でございます。

項2 国庫補助金でございますが、調定額、収入済額とも1,212万8,582円で、こちらは地域支援事業交付金及び介護保険事業費補助金として国から交付されたものでございます。

款4 支払基金交付金は、調定額、収入済額とも3億6,032万7,829円でございます。こちらは40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。法定負担割合は介護給付費及び地域支援事業に対しまして29%となっております。

次に、款5 県支出金、項1 県負担金は、調定額、収入済額ともに1億7,448万円でございます。これは、介護給付費に対して施設介護サービス分は17.5%、その他につきましては12.5%の割合で県から交付されたものでございます。

項の3 県補助金につきましては、調定額、収入済額同額で601万5,791円で、地域支援事業の県交付金でございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金は調定額、収入済額とも1億8,563万9,000円で、前年度より738万9,000円、率にして4.15%の増額となっております。負担割合は介護給付費が12.5%、事務費が100%、介護予防事業で12.5%、包括的支援事業で19.75%となっております。

款7 繰越金は、前年度繰越金で調定どおりの収入でございます。

款8 諸収入で57万5,101円の歳入につきましては、介護施設からの返納金や第1号被保険者の延滞金などでございます。

歳入合計は13億5,492万4,716円、予算現額に対しまして1,588万284円の減、前年度決算額に比較しまして6,124万2,332円、4.73%の増となっております。

次に、334、335ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、支出済額が717万5,764円でございます。不用額が134万8,236円でございますが、主に消耗品費、通信運搬費などの事務費支出で不用となったものでございます。

項2 介護認定調査等費につきましては、支出済額が645万2,818円で、不用額が62万9,182円ございますが、こちらの主な用途につきましては、介護認定審査会の委員報酬及び役務費の主治医の意見書料でございます。

款2 保険給付費につきましては、予算現額12億6,075万3,000円で、支出済額は12億2,743万2,392円でございますが、不用額は3,332万608円ほどございますが、こちらにつきましては目レベルになりますが、二十数項目のサービス給付費の中で給付費に足りる予算を計上した結果によるもので、この保険給付費の伸びは前年度より5.36%、6,248万8,296円の増額となっております。保険給付費の予算執行率は97.36%で、概ね予算どおりの執行となっております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防事業費につきましては、予算現額が965万7,000円で、

支出済額878万3,499円でございます。執行率は90.95%となっております、こちら65歳以上の方を対象に介護状態とならないように予防事業を行う経費でございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、予算現額2,773万円、支出済額2,533万9,486円で、執行率は91.38%でございます。こちらは高齢者の総合相談窓口であります包括支援センターの運営費及び介護を必要とする方や、その家族を支援するための事業経費でございます。

款5 基金積立金2,065万5,000円につきましては、予算どおりの執行となっております。

款6 諸支出金につきましては、項1 償還金及び還付加算金で予算現額2,070万1,000円で、支出済額が2,049万891円、20万7,109円の不用額となっておりますが、過年度の第1号被保険者保険料還付金や国庫支出金等の返還金でございます。

項2 繰出金は、一般会計繰出金で支出済額1,331万396円で、予算どおりの執行となっております。

336ページ、337ページをお願いいたします。

歳出の支出済額13億2,964万3,246円、予算現額に対しまして全体の執行率は97.00%、前年度と比較しまして8,470万7,032円、率にしますと6.8%の増でございました。

実質収支に関しましては、362ページをお願いいたします。

歳入総額13億5,492万4,000円、歳出総額13億2,964万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも2,528万1,000円でございます。

議案第48号の説明につきましては、以上でございます。

議案第49号をお願いいたします。

議案第49号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

決算書の365ページ、366ページをお開き願います。

最初に、歳入でございますが、款1 サービス収入は調定額及び収入済額とも385万7,210円、これは介護予防ケアマネジメント費収入でございます。

次に、款2 繰入金は調定額及び収入済額とも420万円で、これにつきましては一般会計繰入金でございます。

款3 繰越金は調定額及び収入済額とも111万7,770円で、前年度の繰越金でございます。

款4 諸収入で2万423円の収入済額でございますが、地域包括支援センターで雇用しております介護支援専門員である臨時職員の雇用保険料個人負担立替分の収入でございます。

続きまして、367、368ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1 サービス事業費は予算現額801万7,000円に対しまして、支出済額682万6,022円、不用額は119万978円で執行率は85.1%でございます。支出の主なものは、要支援認定者の介護予防計画を作成する介護支援専門員の賃金と介護予防ケアマネジメント業務委託料でございます。

款 2 諸支出金の支出済額は111万7,770円で、一般会計への繰出金でございます。

実質収支に関する調書、373ページでございますが、歳入総額919万5,000円、歳出総額794万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに125万1,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第50号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第50号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足してご説明申し上げます。

決算書は374ページからとなります。

初めに、被保険者数の概要について申し上げます。

平成26年度末の被保険者数は2,348人で、前年度と比較しまして104人の増になっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

376ページ、377ページをお願いいたします。

まず、款 1 後期高齢者医療保険料ですが、調定額が 1 億3,420万7,600円、収入済額は 1 億3,361万5,500円です。これは、後期高齢者医療保険料の収納率99.6%の収入があったものでございます。また、不納欠損は 1 万3,400円でございます。滞納繰越分において法律で定める徴収期間の時効消滅に伴い不納欠損をしたものでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料ですが、調定額及び収入済額とも 2 万4,700円で、督促手数料の分でございます。

次に、款 3 繰入金で調定額及び収入済額とも 1 億8,625万6,433円で、一般会計繰入金でございます。

次に、款 4 繰越金で調定額及び収入済額とも67万4,562円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、款 5 諸収入ですが、主なものとしまして項 3 雑入の収入済額1,070万2,407円で、特に後期高齢者に係る健診料及び医療療養給付費負担金の過年度精算分によるものでございます。

歳入合計、予算現額 3 億3,133万5,000円に対しまして、調定額 3 億3,194万9,802円で、収入済額は 3 億3,135万7,702円です。前年度と比較しまして1,070万4,660円の増額になりまして、率にしまして3.3%の増額となっております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

378ページ、379ページをお願いいたします。

まず、款1総務費ですが、支出済額は1,363万3,586円で、支出の主なものは後期高齢者健診業務委託料や後期高齢者医療共通経費負担金などでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金で支出済額が3億935万9,864円で、広域連合への納付金の支出でございます。

次に、款3諸支出金ですが、支出済額は主なものとしまして項2繰出金743万8,027円で、一般会計への繰出金でございます。

歳出合計、予算現額が3億3,133万5,000円に對しまして、支出済額は3億3,051万1,877円でございます。前年度と比較しまして1,053万3,397円の増額で、率にしまして3.3%の増額となっております。執行率は99.8%でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、388ページのところで実質収支に関する調書の中で記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は84万5,000円でございます。

議案第50号の説明につきましては、以上でございます。

○議長(井原正光君) 以上で議案第44号から議案第50号までの補足説明が終わりました。

ここで代表監査委員から審査意見の報告を求めます。

五十嵐 弘代表監査委員。

[代表監査委員五十嵐 弘君登壇]

○代表監査委員(五十嵐 弘君) 監査委員の五十嵐でございます。平成26年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果をご報告いたします。

決算審査は、去る8月3日から8月5日までの3日間にわたり、若泉昌寿委員とともに、利根町役場会議室において行いました。

審査の対象となりましたのは、平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算及び平成26年度利根町特別会計歳入歳出決算です。特別会計は、国民健康保険特別会計が事業勘定と施設勘定の2会計、公共下水道事業特別会計、町営霊園事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の7会計です。

なお、審査に当たって私たちは、町長から提出された歳入歳出決算に関する各書類が、地方自治法、利根町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き、関係者の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果を考慮して、関係帳簿並びにその他証書類との照合など、通常実施すべき審査を行いました。

今回の審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は地方自治法、利根町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、かつその計数は、関係帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

次に、今回の決算審査のまとめを述べさせていただきます。

平成26年度当初予算は厳しい財政状況のもと、徹底した経常経費の削減と適切な事業の見直しを図るべく編成されております。

その結果、一般会計の当初予算は54億7,203万2,000円で対前年度比3億4,442万1,000円の増、率でプラス6.72%となっております。

なお、平成26年度の一般会計の決算は、歳入が59億1,894万8,964円、歳出が53億8,764万7,156円で、対前年度比、歳入が4億5,201万1,568円の増、率でプラス8.27%、歳出も1億5,655万4,533円の増、率でプラス2.99%とそれぞれ増となっております。

また、一般会計の基金は平成26年度末現在高が20億5,361万1,000円で、前年度末と比べて6,402万7,000円の減、率にしますとマイナス3.02%となっております。

一般会計の歳入については、引き続き、税の公平負担の原則、そして財源確保の観点から、今後も収入未済額や不納欠損額の減少に向けた徴収事務の強化を図っていただきたいと考えます。

あわせて、受益者負担においても、必要に応じ施設の使用料や各種手数料の見直しなどを実施し、さらなる受益者負担の適正化とともに、収入の確保に向けた取り組みを強くお願いしたいと思います。

また、歳出については、今後も国の予算編成や地方財政対策の動向などを十分に留意し、さらなる創意工夫により長期の収支見通しに立った財政運営をし、第4次総合振興計画第4期基本計画などの諸計画が着実に推進されることを期待いたします。

あわせて、厳しい財政が続く状況下、引き続き行政改革大綱の適切な進行管理を行い健全な財政運営に努め、今後の少子高齢社会に適切に対応する事業の立ち上げが必要と考えます。

具体的には、議会議場音響設備など役場設立以来使用している設備などについては、業務に支障を来さぬよう計画的な更新を進めることも必要であると考えます。

加えて、利用者が減少し設備の更新などが必要で費用対効果の見込めない事業や、所期の目的が達成した事業については、事業の縮小・廃止など、徹底した経費削減に努めていただきたいと考えます。

なお、特別会計の当初予算は、全体で43億298万8,000円、対前年度比3,812万4,000円の減、率でマイナス0.88%となっております。

特別会計決算は全体で歳入が47億4,204万6,115円、歳出が45億5,647万817円で対前年度比、歳入は391万262円の減、率にしますとマイナス0.08%、歳出は3,232万4,640円の増、率でプラス0.71%となっております。

また、特別会計分の基金は平成26年度末現在高が6億7,692万円で、前年度末と比べ4,642万7,000円の増、率でプラス7.36%となっております。

今後も特別会計については、一般会計と同様に収入未済額や不納欠損額の減少に向けた徴収事務の強化を図るとともに、医療費や介護保険給付費の増大への適切な対応を含めた

独立採算の原則に沿った事業運営を強くお願いしたいと考えます。

末尾になりますが、平成26年度の町政運営においては、厳しい財政状況の中、太陽光パネルの設置費用の助成や街路灯のLED化の計画的な推進、並びに避難所の運営用品の購入や防災設備の充実及び子ども子育て支援計画の策定を行うなど、さきを見据えたまちづくり事業や、利根中北側や利根ニュータウン西側の道路工事などの東日本大震災の災害復旧事業が行われるなど、着実な事業の展開がなされています。

ことしは町制60周年を迎えました。今後も町の将来を見据え、限られた財源の中で「誰もが安心して豊かに生活できる元気なまち」の実現を目指すとともに、ますます進展が予想される少子高齢化社会に適切に対応し、住民の皆様が住んでよかったと実感できる町になるようにするためにも、的確に社会情勢や住民ニーズを把握し、より一層、住民と行政が手を携えながら事業を展開することを強く望みます。

これで決算審査報告を終わります。

○議長（井原正光君） 審査意見の報告が終わりました。

これから本案の款項に対する質疑を行います。

まず、議案第44号に対する質疑を行います。

いませんか、一般会計です。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第45号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第46号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第47号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第48号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第49号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第50号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第44号から議案第50号までの7件については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

全員協議会室にて決算審査特別委員会を開催いたしますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 5 分休憩

午後 3 時 1 3 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

坂本啓次決算審査特別委員会委員から互選の結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員。

〔決算審査特別委員会委員坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員（坂本啓次君） 別室での特別委員会委員長選出の結果を報告します。

五十嵐辰雄副議長が委員長に選任されました。副委員長として坂本啓次、私でございます。よろしくお祈いします。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

この際、委員長の挨拶をお願いいたします。

五十嵐辰雄決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（五十嵐辰雄君） ただいま委員長のご推挙を賜りました五十嵐でございます。

委員会では、決算書に基づく主要施策の成果説明書を参照しながら、慎重なるご審議をお願いいたします。担当課におかれましても十分なる説明をお願いいたします。委員長として一生懸命努力いたします。どうかよろしくお祈いいたします。

○議長（井原正光君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の決算審査特別委員会日程のとおりです。十分なる審査の上、来る 9 月 11 日の本会議に審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 日程第 22、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

補足説明を求めます。

井原住民課長。

〔住民課長井原有一君登壇〕

○住民課長（井原有一君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足してご説明いたします。

これは現委員の任期満了に伴うものでありまして、引き続き人権擁護委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くため提案するものでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

- 1 住 所 利根町大字布川3355番地
- 2 氏 名 伊藤幸子氏
- 3 生年月日 昭和18年11月1日

なお、略歴につきましては参考資料をご参照いただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の9月11日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第23、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月2日から9月6日までの5日間は、特別委員会付託審査及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月2日から9月6日までの5日間は、特別委員会付託審査及び議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は9月7日午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時18分散会